

# 会 費 規 程

## (目 的)

第1条 この規程は定款第7条の規定に基づき、本会の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会費の種類)

第2条 本会の会費は年額とし、「別表1」のとおりとする。

2 前項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときには、これを免除することができる。

## (会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

## (会費の納期)

第4条 会費の納入は、年1回とし、当年度分を4月末日までに納入しなければならない。ただし新規会員は、入会時に納入するものとする。

2 会費は次の方法により支払う。

(1) 金融機関からの口座振替

(2) 請求書による振込

(3) 現金による支払い

## (中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日属する月の翌月から年度末までの残月数に応じ、当該期間の月数により年額を月按分した金額とする。

2 前項の会費の納入は、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。

## (会費の滞納)

第6条 会員が会費を2年間滞納した場合は、1ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

## (その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

## 附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規定は、平成12年7月5日から施行する。

3 この規定を一部改定し、平成23年4月1日から施行する。

4 この規定を一部改定し、平成26年4月1日から施行する。

5 この規定を一部改定し、平成27年4月1日から施行する。

6 この規定を一部改定し、令和6年4月1日から施行する。

# 【別表1】

R6.4.1

	資本金	年額
<b>正会員</b>  (管内に事業所を有する法人を含む)及び 法人格を持たない事業を含む経営者等 武蔵野税務署管内に所在する法人	100万円以下	12,000 円
	100万円超 300万円以下	15,000 円
	300万円超 500万円以下	18,000 円
	500万円超 1,000万円以下	22,500 円
	1,000万円超 2,000万円以下	30,000 円
	2,000万円超 3,000万円以下	37,500 円
	3,000万円超 4,000万円以下	45,000 円
	4,000万円超 5,000万円以下	52,500 円
	5,000万円超 1億円以下	60,000 円
	1億円超	72,000 円
	管内に事業所を有する法人、財団法人、社団法人、 NPO 法人、医療法人、学校法人、企業組合等公益法人	12,000 円
	法人格を持たない経営者等	12,000 円
<b>準会員</b>	管外法人(代表者のみ)	12,000 円
	上記以外の個人	12,000 円

《正会員》 武蔵野税務署管内に所在する法人(管内に事業所を有する法人を含む)及び  
法人格を持たない事業を含む経営者等